

「別居・離婚と親子の面会交流」

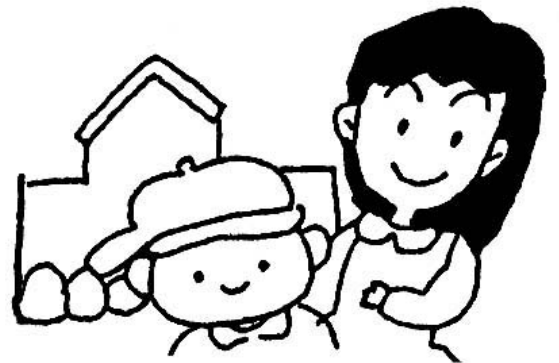
～子どもの心の成長のために～

急増しています

離婚によって子どもと会えなくなった父親
または母親が面会交流をめぐるトラブル!!

ご存知でしたか

昨年の法改正で離婚するときは、親子の面会交流についての協議が義務づけられました。



お悩みではないですか？

「妻が子どもを連れて家を出てしまい子どもに会えない」

「DV でやっと夫から逃れてきたが、離婚調停で夫が面会交流させないと離婚しないと言っている」

「面会交流が必要だと思うけど、どこでどう会わせたらいいの？」

「養育費を払えないが面会だけはしたい」「面会交流ってなぜ重要なのか」 etc

こうした疑問・悩みに弁護士がわかりやすくお話しします。

■日 時 2012年 **6月23日（土）**

午後2時～4時

■主 催 ひめしゃら法律事務所 （ウラ面地図参照）

■講 師 **麻生 由里亜** 弁護士 第二東京弁護士会所属

■会 場 立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル1F
TEL 042-548-8675

■交 通 多摩モノレール「高松駅」 下車徒歩1分

■費 用 無料

■駐車場 近くの有料駐車場をご利用下さい